

社会福祉総務

1. 地域福祉

(1) 南城市地域福祉計画「第3次いきいき南城しあわせプラン」

本計画は年齢や身体状況で区切った縦割りの福祉の観点ではなく、様々な福祉と関係する地域の福祉のあり方や体制づくりを横断的に進める計画です。そこで、行政のみではなく自治会や地域の各種団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、関係機関等が相互の役割を理解し協働で地域福祉を推進していくことをめざし、「第3次いきいき南城しあわせプラン」に基づき事業を推進します。計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5ヵ年計画です。

今後、地域福祉コーディネーターを中心に子どもや高齢者、障がい者等あらゆる地域住民のニーズを把握しながら、自治会や地域団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、関係機関等との情報交換をとおして取り組んでいきます。具体的には「地域住民が福祉活動に取り組む仕組みをつくる」等の3つの基本目標を掲げ、推進事業を行います。

2. 民生委員・児童委員

(1) 民生委員は、「民生委員法」に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、かつ南城市地区担当として県知事から委嘱された任期3年の民間奉仕者です。

南城市では、令和5年7月1日現在、定員95名に対し74名の民生委員が社会福祉増進のため奉仕の精神に基づき各担当地域を受け持ち、生活に困った方、体の不自由な方、一人暮らし高齢者の方等からさまざまな相談に応じた確かな支援を行うとともに、相談者と行政機関のパイプ役として地域に根ざした活動をしています。

さらに、民生委員は児童福祉法による「児童委員」も兼ねており、児童問題への関わりや地域の社会調査等の活動も行っています。平成6年1月に児童問題を専門に担当する主任児童委員制度が発足し、南城市では8名の主任児童委員が活動しています。

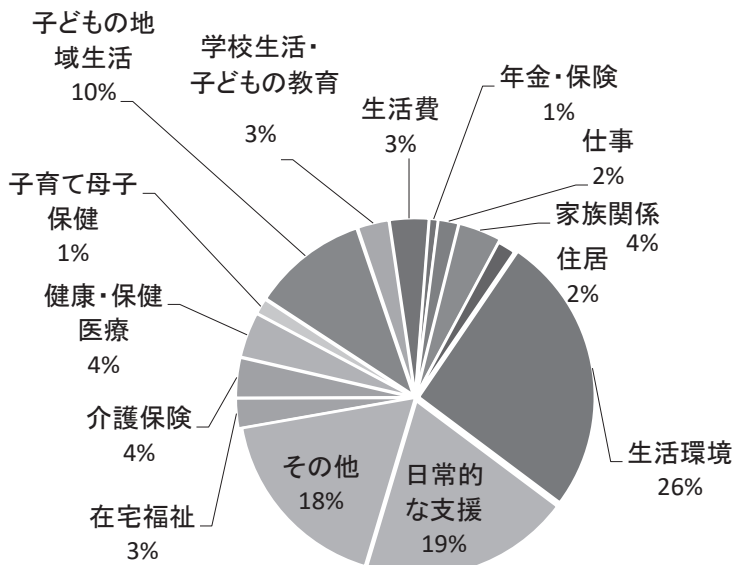
また、地域福祉活動を効果的に行うため、旧4町村単位で民生委員児童委員協議会を組織し、委員相互の情報交換や研修活動等を行うため毎月1回定例会を開催しています。

(2) 南城市民生委員推薦会

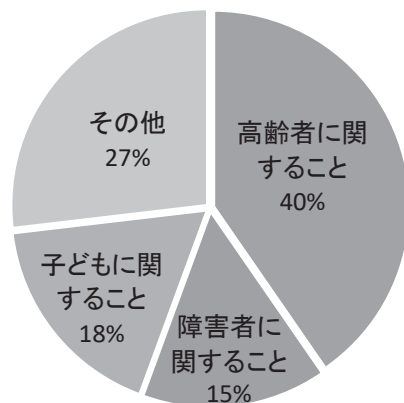
民生委員法に基づき、市長の附属機関として設置され、民生委員・児童委員の欠員及び3年毎の一斉改選時に民生委員・児童委員候補を県知事に推薦します。委員の任期は3年です。

〈令和4年度〉相談件数 1,392件

相談・支援内訳



分野別相談内訳



3. 福祉センター

南城市総合保健センターは、令和3年3月末に南城市認定こども園へ転用のため廃止。
南城市福祉センターは屋内施設の老朽化に伴い、令和3年9月末に廃止し、南城市ゲートボール場として令和3年10月から屋外施設のみ利用となっています。

	施設名	所在地	電話番号
1	南城市老人福祉センター	佐敷字新開1番地240	947-3030
2	南城市ゲートボール場	玉城字百名1233番地	917-5334 (社会福祉課)

4. 日本赤十字社沖縄県支部南城市地区

(1) 南城市地区の活動

風水害、火災等の被災者に対し、赤十字社から必要に応じて毛布等の寝具類、衣類、日用品等の救援物資を支給しています。

南城市地区で設立されている赤十字奉仕団は、赤十字の活動資金である社資募集や献血推進、施設慰問などの福祉ボランティア活動を行っています。

5. 小災害見舞金

(1) 小災害見舞金

小災害により被害を受けた方に対して、災害を受けた物的、精神的な被害を緩和する一助となるよう弔慰金、見舞金を支給しています。

① 見舞の程度

弔慰金：死亡した者1人につき5万円

(その者の故意又は重大な過失によって死亡した者は除く)

見舞金：負傷した者1人につき2万円(1カ月以上の治療期間を要する者に限る)

見舞金品住家の被害については、り災世帯の構成により、次の範囲とする。

被害の程度 世帯構成	被害の程度		
	全壊、全焼、 全流失	半壊、半焼、 半流失	床上浸水
1人世帯	50,000円	30,000円	5,000円
2人世帯～5人世帯	60,000円	40,000円	10,000円
6人以上1人増すごとに 加算する額	5,000円	3,000円	1,000円

② 支給状況

(単位：件・円)

	平成30年度		令和元年度 (平成31年度)		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額
火災	1	40,000円	0	0円	0	0円	0	0円	0	0円
大雨 床上浸水	0	0円	0	0円	2	15,000円	0	0円	2	53,000円
台風被害	2	100,000円	1	40,000円	0	0円	0	0円	0	0円
合計	3	140,000円	1	40,000円	2	15,000円	0	0円	2	53,000円

③市町村総合事務組合への加入

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた方へ市町村からの申請により沖縄県から災害弔慰金が支給されています。

令和4年度沖縄県市町村総合事務組合 負担金 86千円

沖縄県災害り災者見舞金支給状況（南城市地区）

（単位：件・円）

	平成30年度		令和元年度 (平成31年度)		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
住宅被害	1	30,000円	0	0円	0	0円	0	0円	0	0円
転倒	0	0円	0	0円	0	0円	0	0円	0	0円
合計	1	30,000円	0	0円	0	0円	0	0円	0	0円

6. 保護司・更生保護女性会

(1) 保護司の活動

保護司は、法務省から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。南城市では、16名(令和4年度末現在)の保護司が活動しています。

犯罪や非行をした人に対して、更生を図るための約束ごとを守るよう指導するとともに生活上の助言や就労の援助などを行う保護観察や、スムーズに社会復帰できるよう帰住先、就職先の確保などの環境調整を行い、犯罪予防活動では学校とも連携し活動の幅を広げています。

また、毎年「更生保護の日」である7月1日から1ヶ月間を強調月間として、犯罪防止と罪を犯してしまった人たちの更生について理解を深めてもらうため「社会を明るくする運動」を行っています。

(2) 更生保護女性会の活動

女性としての立場から、犯罪予防や更生支援のため、ミニ集会や更生保護施設などの訪問など幅広い活動を行っています。

南城市では合併前に旧町村で活動を行っていた更生保護女性会が合併し、平成20年度より南城市更生保護女性会として活動を行っています。

令和4年度南城市更生保護女性会補助金 360千円

7. 南城市社会福祉協議会との連携

南城市社会福祉協議会は、「ユイマール精神のもと、誰もが安心して快適に暮らせるまち、豊かな心をはぐくむまち」を目指し、地域のみなさんやボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関と連携を図りながら地域福祉活動を展開している公共性を持った社会福祉団体です。

南城市福祉事務所では、市民が安心・快適に暮らしていくことができるよう地域福祉の向上に努め、より効果的に事業を展開できるよう柔軟性と機動性を持つ社会福祉協議会と連携を図りながら福祉のまちづくりを進めていきます。

(1)南城市社会福祉協議会への補助

①南城市社会福祉協議会運営補助金

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されているとおり、住民参加による福祉活動の展開、ボランティア活動の推進、在宅福祉サービスの実施をとおして、制度上支援が厳しい分野の事業展開をこれまで行ってきました。財政緊縮が急速に進む中、福祉制度の改正も伴って地域福祉活動は今後さらに重視されるため、「公共性」「公益性」「非営利性」の特性を持つ社会福祉協議会が担う役割は大きく、その運営を補助しています。

令和4年度補助金額 78,222千円

②ボランティアセンター補助金

住民参加の社会を築いていくためにはボランティアを発掘・育成し、市内の小中学校等で福祉関連の学習や体験を対象にボランティア活動、介護予防に重要な地域ミニデイサービスの支援など、福祉教育に大きく貢献しています。特に高齢化が進む中で、今後は独居老人・障がい者等の見守り活動が重要であり、ボランティア養成を行う当事業へ補助を行っています。

令和4年度補助金額 961千円

③心配ごと相談事業補助金

この事業は市民のあるゆる相談やニーズに対し、迅速で効果的な対応を図るとともに、地域の身近な場所で福祉、保健、その他生活全般に関わる相談支援体制の確立を図っています。また、相談所に寄せられるケースで地域に呼びかける必要があるものについては、ミニデイ指導員や民生委員・児童委員などを通して周知し、地域住民が様々な被害に巻き込まれることを防ぐ活動も展開しています。

令和4年度補助金 43千円

・相談事業の実施

相談員数（法律関係） 4名

令和4年度相談者数 712件（法律相談80件、一般相談632件）

8. 援護事務

(1)戦傷病者・戦没者遺族等の援護

戦傷病者・戦没者遺族等援護法（以下援護法という）は、軍人軍属及び準軍属の公務上の傷病及び死亡等に関し、国家補償の精神に基づき、障がい者本人には、障害年金を、死亡者の遺族には遺族年金・遺族給与金及び弔慰金を支給し援護を行うことを目的とする法律です。

支給対象者は、国と雇用関係または、雇用類似関係にあった軍人軍属及び準軍属並びにその遺族です。ただし、軍人については、昭和28年に軍人恩給法が復活し、原則として恩給法が適用されることとなったため、遺族年金や障害年金の支給対象者は主に恩給法に該当しない軍人、軍属及び準軍属並びにその遺族となっています。援護法による給付の他に特別給付金支給法・特別弔慰金支給法による給付がありますが、すべて本人からの申請により支給されます。

援護金の種類

①障害年金

旧軍人、旧軍属で、恩給法に規定されている傷病恩給の受給できない者及び準軍属であったものが公務上負傷し、又は疾病にかかり恩給法に定める程度の障害がある方に支給されます。

②遺族年金

軍人軍属が公務上の傷病等に起因して死亡した場合、または障害年金受給者が死亡した場合に、その遺族に年金として支給されます。

③遺族給与金

準軍属の遺族又は準軍属であった障害年金受給者が死亡した場合に、その遺族に年金として支給されます。

④弔慰金

軍人軍属等が公務傷病又は勤務関連の傷病により死亡した場合、死亡当時の三親等内の親族（死亡当時その者と生計を同じくした者に限る）のうち最先順位者に、一時金として1度のみ支給されます。

⑤戦没者の遺族等に対する特別弔慰金

軍人軍属及び準軍属の遺族の方へ戦没者遺族の年金等受給権者がいない場合に、国として弔慰の意を表するため記名国債をもって支給される一時金です。

⑥戦傷病者の妻、戦没者の妻、戦没者の父母等に対する特別給付金

先の大戦により夫が死亡又は障害の状態であることにより、特別精神的痛苦を強いられた妻、すべての子又は最後に残された子を戦闘に関連して亡くした父母及び祖父母に対し特別の慰藉をするため、特別給付金が支給されます。

⑦対馬丸遭難学童遺族特別支出金

沖縄県外の地域に疎開する目的で対馬丸に乗船し、悪石島沖で沈没した際、死亡した沖縄の疎开学童遺族に対して、毎年支給されます。

(2) 慰霊事業（戦没者の遺骨収集事業）

遺骨が発見された場合、警察官の立ち会いの下、事件性の有無や遺留品等がないか確認し、軍人等戦没者の遺骨として認められた場合、沖縄県平和記念財団へ引き渡します。沖縄県平和記念財団では、収集遺骨の仮安置、焼骨が行われ、国立沖縄戦没者墓苑へ納骨されます。

9. 南城市就労・生活支援パーソナルサポートセンター

生活が立ち行かなくて困っている方や就職先が決まらず困っている方の相談を受け、パーソナルサポートセンターのスタッフが様々な機関と連携し、総合的な支援を行います。（相談無料）

◆対象者：南城市にお住まいの方で、経済的な面で生活にお困りの方
（生活保護受給者は除く）

◆開所日：月～金（祝日・年末年始を除く）※要予約

◆利用時間：午前9時00分～午後4時00分（午後12時～午後1時を除く）

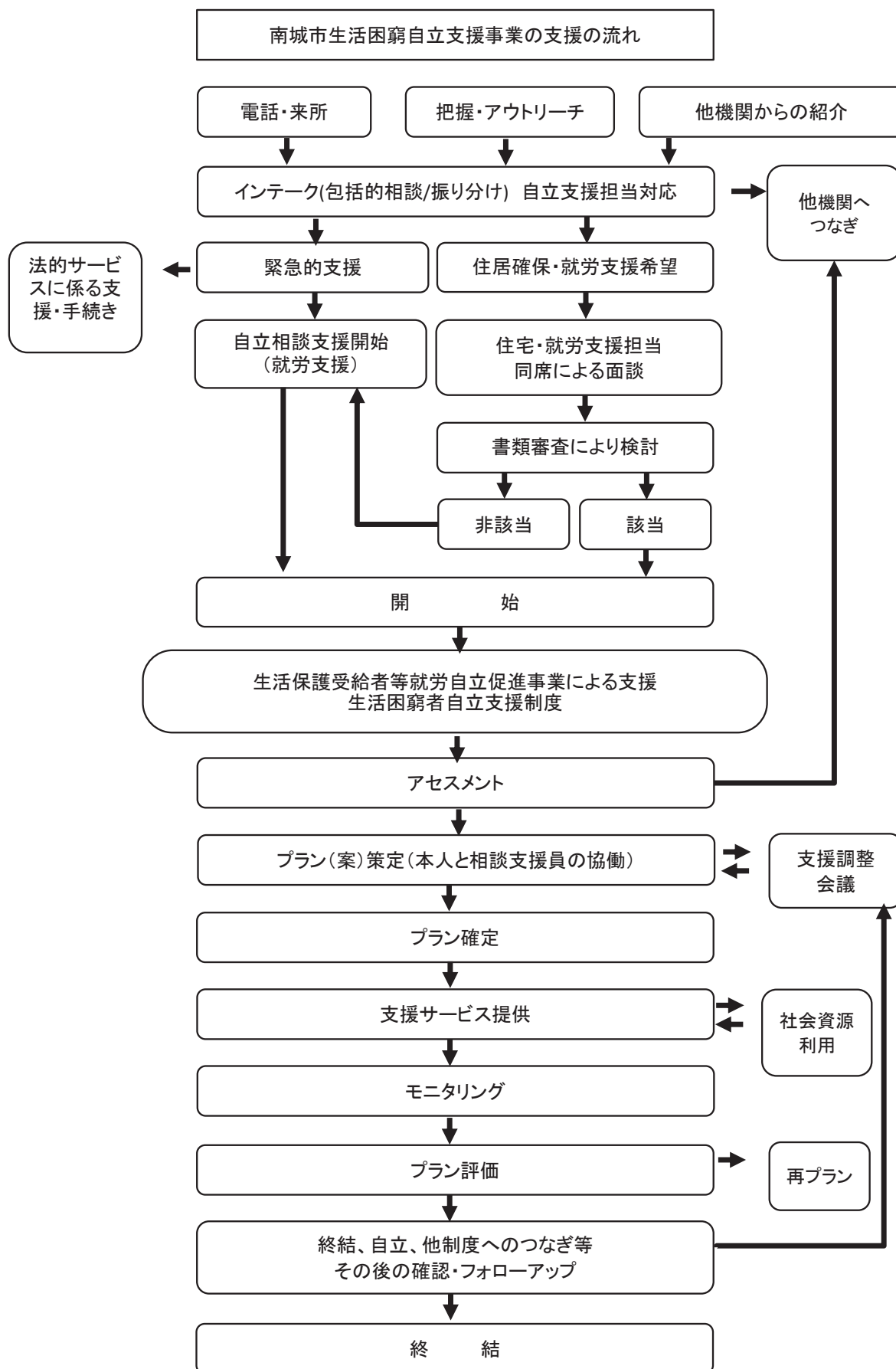
◆問い合わせ先：南城市就労・生活支援パーソナルサポートセンター
電話 9 1 7 - 5 3 3 4 FAX 9 1 7 - 5 4 2 7
メール syakai@city.nanjo.okinawa.jp

支援内訳

	新規相談件数	プラン作成件数	就労支援対象者	住居確保給付金対象者	一時生活支援事業
平成30年度	65件	20件	18件	9件	1件
令和元年度 (平成31年度)	68件	12件	6件	3件	7件
令和2年度	504件	17件	24件	43件	9件
令和3年度	340件	19件	12件	27件	9件
令和4年度	135件	24件	23件	27件	0件

南城市生活困窮者自立支援事業 プロセスの流れ

※緊急に支援が必要な場合は、状況に応じて臨機応変に支援を行う。



10. 結婚新生活支援事業

新婚世帯が新しい生活を円滑にスタートできるよう住居費および引越費用の一部を補助することで、コミュニティーの充実と活性化へつなげます。

令和4年度結婚新生活支援補助金 7,800千円

結婚新生活支援事業支給世帯

(単位:件数)

	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給世帯数	30	14	33	36	37

